

# 発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する全国木材組合連合会の 自主行動規範

社団法人全国木材組合連合会  
制定 平成24年11月21日

## 1 はじめに

社団法人全国木材組合連合会（以下「全木連」という）は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法及び、林野庁が策定、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を踏まえ、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、その証明に取り組むに当たっての自主行動規範を制定する。

## 2 間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明のための事業者の認定

全木連は、ガイドラインに示された業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、木質バイオマスの証明に係る事業者認定のための実施要領を別途定め、全木連の会員事業者の認定を行い、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された、発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

## 3 既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進

全木連は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

## 4 情報の公開

全木連は、本行動規範をはじめ本行動規範に基づく事業者認定状況、当該事業者の取扱実績など取組状況の概要を公表する。